



## 災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する横須賀市と 在日米海軍司令部及び米海軍横須賀基地司令部の覚書

### 目的と範囲

本覚書は、横須賀市と在日米海軍司令部及び米海軍横須賀基地司令部（以下横須賀基地）間の災害対応準備及び災害対応のため、相互支援と援助に関する共同活動の範囲を定めるものである。

災害はいつ発生するか分からず、人々、施設、そして財産が自然災害や人的災害によって被害を受ける。

横須賀市と横須賀基地は、市や基地で働く者や居住者の生命と安全を守るという共通の目標を持つ。

横須賀市と横須賀基地間の災害対応準備と災害対応に関しての緊密な協力と共同活動により、重要不可欠な公共サービスと基地機能を維持回復するための適時で効果的な活動を促進する。

### 定義

本覚書における災害とは、軍艦（原子力軍艦を含む）を要因とするものを含むあらゆる災害を意味する。

災害対応準備とは、災害に効果的な対応をとることにより生命と財産を守り、重要不可欠な公共サービスと基地機能を維持回復することを目的とした、不即事態対応計画と共同活動を意味する。

災害対応活動とは災害による被災者に対しての正式に承認された災害救援活動であり、経済活動に対する恒久的な貢献まで含むものではない。

この活動は、人道的支援、被災者の搬送、食料や衣服や医薬品そして寝台や寝具の提供、臨時避難所及び仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供等を含むものである。



## 計画と実施に関する基本的事項

活動が要請され受け入れられた場合、横須賀市と横須賀基地は災害対応活動をお互いに支援することができる。

そのような支援は、本来業務に支障のない範囲の資材を使用し、期間を限定して実施される。

提供される支援は緊急を要するもので、一般的な復興作業まで含むものではない。

災害対応活動に伴う経費については、当該活動を実施する側の規定に基づき実施側が負担するものとする。

本覚書は、横須賀市と横須賀基地の管轄する区域のみに適用される。また、いかなる支援供与の義務を課すものではない。

## 共同活動の範囲

災害対応準備と災害対応活動に関し、より効果的な共同活動を促進するため、横須賀市と横須賀基地は以下の事項に同意する。

計画と調整と情報交換のための連絡先を設置する。

相手方に影響を与える可能性のある事象については、全て通知する。

災害対応のための緊急活動司令室や危機対応活動チームを設置するときは相手方にその旨を連絡する。

被災状況及び対応状況を適時連絡する。

要請に基づく災害対応活動や支援は、それぞれの国の法律、規則、細則に従い実施する。

情報交換、セミナー、会議、視察、訓練やデモンストレーション等を通して、災害対応の共同活動や専門的技能の向上を促進していく。



## 附 則

本覚書は三者の署名により発効し、終了するまで効力を有する。

本覚書は、三者の合意のもと修正或いは改正ができる。また、三者の合意により或いは三者のいずれかが終了予定の60日前までに提示する文書通知によって終了することができる。

横須賀市と横須賀基地は、災害時に役立つ共同活動手順書として、災害対応準備及び災害対応作業共同活動マニュアルを作成することに同意する。

2007年3月16日

蒲谷 亮一  
横須賀市長

2007年3月16日

J.D. ケリー ~~米海軍少将~~  
在日米海軍司令官

2007年3月16日

G.J. コーニッシュ 米海軍大佐  
米海軍横須賀基地司令官